

実践的思想形成をめざした消費者教育としての 社会科授業設計

— 中学校社会科公民的分野小单元「あなたは将来
どのような払い方をする」の開発を通して —

西脇市立西脇南中学校 横川和成

I 問題の所在

本研究は実践的思想形成を目指した消費者教育の授業構成原理を具体的な単元開発を踏まえて、明らかにしようとするものである。

消費者教育については、2012年に消費者教育推進法が制定され、学校の教科の中においても実践的な教育が重視されることになった。この法律において、消費者教育は、「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深める」ことが目標と位置付けられている。ここでいう消費者市民社会については法律内で以下のように説明がなされている¹⁾。

消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

消費者教育推進法における育成されるべき「消費者」の特質について、岩本論が「事業者との関係にとどまることなく、市民性という観点から消費者の性格を据えている²⁾」と指摘しているように、社会形成としての役割自覚とその資質形成が現行の消費者教育の役割だと言えよう。

社会科教育学研究では、これまで、政治哲学を基盤とし、国家に対立する概念として市民社会を位置づけてきた。その上で、どのような民主主義の理念・制度に立脚するかによって育成すべき市民像を捉えてきた。消費者教育推進法においても国家や行政の役割とは別に、消費者によって形成される消費者市民社会が位置付けられている。ゆえに社会科消費者教育において求められる市民性

は、消費者市民社会を形成する市民としての資質能力となるだろう。ただし、岩本がこの市民性が従来の市民性概念と別個の異なる概念として位置付けられるのかについては今後の議論に注目する必要があると指摘しているように、消費者市民と政治哲学の市民論を理論的に整理することは、筆者の能力を大きく超えるため、別稿に期待することとする³⁾。本研究の目的は、消費者市民社会を形成する市民像を明らかにし、その市民育成に貢献しうる社会科授業論を示すことにある。そして、本研究では、その社会科論として、実践的思想形成をめざした学習を提案し、公民的分野の授業案を提示することでその具体化を図りたい。

II 消費者市民像と先行研究の特質

1. 消費者教育推進法から見る消費者市民像

本研究では、消費者市民社会を先に述べた消費者教育推進法の定義で捉えている。その定義を踏まえると、消費者市民としての資質は、他者や多様性を尊重し、自己の選択・行動の影響を自覚して、社会の形成に参画する資質となる。日本は市場経済の国家であり、消費者は、事業者とともにそのプレイヤーである。従来の消費者像は、私的な欲望に従って行動する存在であり、時に詐欺やトラブルに巻き込まれるといった弱い存在として捉えられてきた。それに対し、消費者市民は、消費者を自立的な存在として捉えている。実際に、水原らの研究によって、消費者の判断や行動が憲法改正や財政再建といった政治的・社会的問題との関連性があることが明らかになっている⁴⁾。すなわち、求められる消費者市民像は、社会的な問題に対する関心をもち、消費者として自立的な判断・行動をとることのできる存在である。

2. 社会科における消費者教育の特質と課題

学校現場で実践されている消費者教育の多くは、消費者トラブルに巻き込まれないような態度、認識形成にとどまったものが多くみられる。これらの実践は、消費者を他律的なものとして捉え、それらを保護しようとする側面が強い。

一方で、社会科教育においては、消費者の自立的な判断につながる実践が見られる。例えば、長川智彦の「食品ロスについて考える」があげられる⁵⁾。長川が取り上げた「食品ロス（廃棄される食べ物）」は、消費者によるスーパーマーケットによる売買行動による売れ残りや家庭から消費できずに排出された食品ゴミによるものであり、自らの利を追求した結果、意図せざる結果として起きてしまう課題である。授業では、まず、牛乳をスーパーで購入する際の消費者の合理性について検討し、買い物場面における社会的なジレンマが食品ロスを起こさせることをつかませる。次に、食品ロスを減らす取り組みについて政策を確認し、ドイツの政策と比較する。その上で、自分たちが暮らす街の取り組みを検討し、個人や行政のあり方について検討するようになっている。

このように、自らの消費行動によって起こり得る問題性を検証することを通して、消費行動の問題性を発見し、問題を解決する行政のあり方を検討する学習となる。長川の学習の場合には、初等段階に合わせ、自らが暮らす町の政策を検討させていたが、発達段階に応じて、国の政策課題として扱うことも可能であろう。長川の学習は、学習者に消費者の行動が社会問題につながっているという認識枠組みを生み出すため、消費者市民育成につながる学習として評価できる。

しかし、これまでの先行研究では、最終的に消費者市民としての自立的な判断を実践するという行動や態度形成にはつながっていない点で課題が残る。これまでの社会科で扱われた消費者教育では、社会的な問題を最終的には行政が解決すべき取り組みとして、その政策のあり方を構想することに重きが置かれてきており⁶⁾、消費者市民としてどのような消費行動をするかは検討されていない。積極的に消費者市民育成に貢献していくためには、理想とする社会のあり方を構想したうえで、

個人のあり方や生き方を考えさせるより実践的な判断を促す必要があるだろう。

III 実践的思想形成をめざした社会科消費者教育の授業設計

1. 実践的意思決定学習の先行研究の特質と課題

本研究では、先行研究で示した課題を克服しつつ、社会科授業において、消費者市民が求められる実際の消費行動を通して、望ましい社会のあり方や個人の生き方を追求することをねらいとする。そのために、社会科教育において、望ましい社会のあり方や個人の生き方を構想する学習である猪瀬武則と桑原敏典の実践的意思決定学習を参考にした⁷⁾。両者とも森分孝治が示した市民的資質の構造に基づき、社会認識形成を踏まえながら、個人のあり方・生き方に踏み込んだ社会科学学習論として評価できる⁸⁾。

猪瀬武則は、経済教育において経済概念を反省的に吟味させ、自らの行動の背景にある感情の合理化を図ることができる新たな価値観を形成する学習を米国のシミュレーション教材を通して、明らかにしている。

猪瀬が分析した教材では、実際に経済活動をシミュレーション（実践展開活動）として体験させた上で、論争や価値葛藤がおきる場面を学習者に振り返らせることで、どのような行為選択がより望ましいものだったのかを再検討させるものとなっている。

一方、桑原敏典は目標原理として実践的思想形成を提唱し、人文科学的な内容を取り扱い、人物が抱く理想を批判的に吟味することを通して、自らの理想の再構成を図ろうとするものである。

桑原の分析した単元では、実在した人物の理想像を分析させ、その理想の結果を予測させていく。また、時代や社会で重視されている理想像が、現代での適用可能かどうか、自らの生き方を再検討させようとするものになっている。

以上の先行研究の分析により実践的意思決定を射程に入れた学習論の特質が明らかになった。猪瀬の学習は、自分が実際に行った行動を経済概念や道徳的葛藤を用いて、反省的に吟味することを通してどのような行動が望ましいかを考えさせる

点に特質がみられる。すなわち、日常的判断を科学と感情によって揺さぶることが目指されている。一方で、桑原は自らとは異なる人物モデルや社会モデルを提示することを通して、自らの持つ理想のあり方を浮き彫りにし、反省的に吟味させようとする。両者は、共通する手続きとして反省的吟味の過程を採用しているが、猪瀬は実際の判断を行い、その判断を見直すことを目指すのに対して、桑原は自らの理想を相対化することを通して、実践的思想形成を可能としている。

本研究では猪瀬、桑原の両論を、消費者市民育成の観点から応用し、授業構成の原理を示していきたい。まず、猪瀬の学習を、最終的には個人の問題に還元されている点に修正を加えたい。猪瀬の論で目指されているのは、あくまでも個人意思決定の正当化である。その際に、国や社会がどうあるべきかという点は勘案されていない。消費者市民の育成のためには、自らの行動が社会や国家に与える影響を踏まえたり、どのようなあり方が望ましいかを踏まえる必要がある。桑原の論は、社会のあり方までを学習の射程に入れており、個人の問題に還元されるという課題を克服している。しかし、最終的に個人の日常で迫られる判断を踏まえていないため、直接的に消費者市民の育成にはつながらない。このような点を踏まえると、個人意思決定の反省的吟味の過程の中に、人や社会のモデルを提示し、個人のもつ理想を吟味させていくことが有効であると考えられる。

また、両者の論では、感情といったものがどのように意思決定に考慮されていくのかということが示されていない。猪瀬の論では、日常的な判断には感情が含まれていることが前提であり、それらを科学や道徳的な論争をもとに合理化してることが1つの方向性になっている。確かに、道徳的な論争を踏まえると感情が生まれることになるだろう。しかし、それらがどのように働くことになるのかは明らかにされていない。実践的意思決定において、感情がもたらす効果を明らかにし、学習に含めていく必要があるだろう。

2. 実践的思想の構造

本研究では、桑原の実践的思想形成を消費者市民育成を目指した社会科授業の目標に据えて、図

1のように示した。この図の作成にあたっては、森分孝治が示した市民的資質の構造と横川が示した社会観の図を参考にした⁹⁾。森分の示した科学的社會認識には、事実(的知識)と概念・法則(説明的知識)があり、その上に価値観(価値的知識)がある。社会科教育ではそれらに基づく合理的な判断力の育成を目標としてきた。ここでいう合理的な意思決定の学習とは、自らの価値観に基づく決定を科学的な認識をもとにより合理的なものに変えていくことになる。

しかしながら、現実の消費行動における意思決定は必ずしも科学の知識だけでは根拠づけることができない。森分が示した市民的資質の構造によれば、社会認識体制に感情が加わることによって、実践的な意思決定を行うことになる。ここでいう実践的意思決定は、感情に捉われる低次の判断ではなく、社会認識体制に感情が加わることで、より高次の判断となる。森分論では、この情意はどのような要素を含むものなのかは明らかにされていない。そこで、本研究では、その一端を解明するために、心理学者のSimonやBarnardの論を応用したい¹⁰⁾。だが、Simonらの論は世界中で幅広く多様に解釈されており、筆者ではその妥当性を検証することはできない。そこで、本研究では、日本の研究者が解釈した彼らの論を基に、理論的な知見とする。

教育心理学者の田中俊哉は、Simonの論を基に科学知に基づく合理性を「客観的合理性」に対して、情に基づく合理性を「主観的合理性」と位置付けた¹¹⁾。田中によれば、Simonの「客観的合理性」とは、その意思決定を踏まえた際の結果に関する正確な知識を持ち、可能な選択肢すべての中から選び取るものである。しかし、私たちは実際の意思決定の際には、断片的で部分的な知識しか持ちえない。判断による結果は、将来のことであるため、結果と価値・知識を結び付ける際に、想像によって経験的不足を補わなければならない。「客観的合理性」には限界を前提としており、人間は実際の意思決定の場面では、限定され制約された合理性、すなわち「主観的合理性」を加え、判断することになるという。

では、情意側面を踏まえて判断するとは具体的に

にどのような要素を補完しているのか。ここでは Simon が影響を受けた Barnard の論を参照している吉野直人の論を参考にしたい¹²⁾。吉野は、Barnard の論をもとに、目的の決定に関わる道徳的要因と手段の選択に関わる機会主義的要因に大別されることを指摘する。道徳的要因とは、将来を見通す行為であり、理想や願望といった非論理的な基準によって補われることになる。一方、機会主義的要因は、識別、分析、選択といった言葉で示されるような論理によって補うものである。ここでの論理的については、吉野が「必ずしも経験的事実による裏付けが必要だという意味で用いられているわけではない¹³⁾」と指摘するように、確実ではないものの、予測したり、傾向を読み取ったりすることがあてはまる。このことから、情意側面を意思決定の中に組み込むには、現時点では確実に判断できないような社会の変化についてを取り扱い、今後の理想や願望、予測や傾向などを生徒に踏まえさせうえて、判断をさせることになる。

このような発想に基づいて、横川は社会観形成の図を提示している¹⁴⁾。しかし、横川の図においては、単純に社会認識を取り囲んでいるだけで、どのように情意側面が社会認識に影響を与えるのかが示されていなかった。本研究で示している図 1 は、意思決定の基盤となる認識が情意側面の影響により幅広くなることを示している。また、理性を無視するのではなく、理性によって客観的に判断できない部分を情意側面によって、拡大していくことになる。本研究では、社会科消費者教育において、科学的な社会認識体制に加え、情意側面を働かせた社会認識の基盤、すなわち実践的思想を形成することを新たな目標として提案したい。

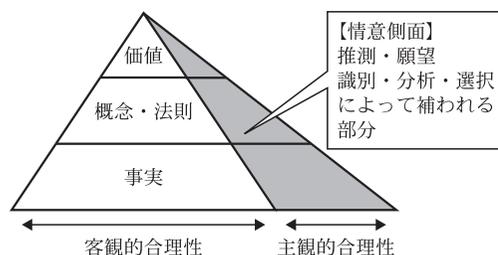


図 1 実践的思想の構造(筆者作成)

3. 開発単元「あなたは将来どんな払い方をする」の授業構成

(1) 学習内容の選択

学習内容は、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものが求められる。しかしながら、今後の理想や願望、予測や傾向などを踏まえ、判断させるためには、顕在化した問題では目指すべき社会の方向性が決まってしまうやすい¹⁵⁾。例えば、食品ロスであれば、「ロスがない社会」というのが前提とする目指すべき社会の姿である。他者の考えや多様性を考慮しつつ、目指すべき社会のあり方を多様に保障するには、これまでに消費者問題の背景となってきた社会的な変化そのものを学習することが有効である。その背景として米川は主要なものを4つ指摘している¹⁶⁾。それは①情報革命に伴う技術革新②寡占の進行による消費者の弱体化③マーケティングの進展④販売方法の多様化である。このいずれかを把握できるような社会の変化を扱うことをねらいとする。

そこで、本開発単元では①情報革命に伴う技術革新の事例として、キャッシュレス化を題材として取り上げた。日本政府は、2014年に2020年の東京オリンピックに対応するために、改訂版「日本再興戦略」を打ち出し、キャッシュレス化を進める方針を打ち出した。さらには、2019年にはポイント還元事業が行われ、日本政府がキャッシュレス化という動きを進めた。

しかしながら、急激な社会の変化は様々なデメリットも指摘されており、論争となっている。例えば、法制度上の課題、セキュリティの課題、機器を導入するコストなどがあげられる。また、現金を利用するという人も日本には多い。税金を利用する国策の妥当性を検証する必要もある。

このことから、個人の消費活動としての支払い方の選択は、国の将来的な方向性の是非を問う国民の意思決定にもなっているのである。このような観点から、キャッシュレス化を題材として扱うことは、個人の現実に迫られる判断を、自立的に捉えさせることになる。また、その過程の中で、国のあり方や個人の生き方に関する構想を促し、

表 1 実践的思想形成を目指した社会科授業構成の原理（筆者作成）

	段階	概要
I	個人的意思決定による行動決定	実際の消費行動を伴う意思決定を判断させる。
II	社会の変化がすすむことによるメリット・デメリットの構造分析	国家の政策が進むことによるメリットとデメリットの背景を消費者、事業者、国家の3つの視点から捉える。
III	国家（社会）・市民モデルの提示	政策を推進している国とそうでない国を比較し、その市民像を捉える。
IV	国家・社会のあり方の価値判断 実践的意思決定による生き方の決定	多数の消費行動があたえる影響について推定する理想の国家・社会像を考え、それに基づいて自らの未来の消費行動について決定する。

将来のあり方について想定させることで、実践的思想形成につながる題材といえる。

(2) 授業構成

本研究では、猪瀬、桑原の実践的意思決定論をてがかりとし、実践的思想形成をめざした消費者教育の授業構成を提案する。本研究で目指すのは、あくまでも思想形成であり、従来の科学的な社会認識形成を目指す社会科、合理的思想形成を目指した社会科の延長線上に位置づくものである¹⁷⁾。

授業構成は、個人の生き方の反省的吟味の過程によって構成される。それは表1に示すような4段階の過程となる。

段階Ⅰの個人的意思決定による行動決定は、実際の消費行動を学習者に決定させる過程である。猪瀬の授業論では、シミュレーションを応用していたが、実際の学校教育の中で、長時間のシミュレーションの時間を確保することは困難である。そこで、実際に消費者が行動選択を迫られる意思決定を判断させることで、代替とする。例えば、「あなたは何円でこの商品を購入するか」「この商品を購入するか、否か」「どのようにして支払うか」などである。シミュレーションと異なる点は、実際に体を動かすという意志力を伴わないという点であるが、本研究では森分の示した市民的資質の構造における実践的意思決定までを射程をいれるため、問題はないと考えた。個人の具体的な消費行動を第一段階で選択させることで、以降の段階で反省的に見直すことが可能となる。

段階Ⅱは、政策を進めることによるメリット、デメリットの構造分析である。社会の変化に伴うメリットの構造を分析する。社会の変化がすすめられているのは、様々な立場に利点が存在するからである。本研究で立場は、国家や地方公共団体

などの行政、商品やサービスを提供する事業者、商品やサービスを購入、使用する消費者の3つの立場を想定する。消費者市民を育成するうえでは、消費者の視点のみならず、国家・社会のあり方を対象としなければならないからである。それぞれの立場にとって、どのような利点が存在するのかを把握することで、社会構造の認識形成を図るとともに、政策を推進する側の共感的な理解ねらいとする。

しかし、政策を推進する場合、多くは異なる対抗意見が存在する。それは、異なる社会の構造に着目し、根拠づけを図ろうとするものである。そこで、段階Ⅱでは合わせて、異なる見解を示している主張を紹介し、メリットだけでなく、デメリットを提示する。ここでは、消費者や事業者の観点から見てどのようなデメリットがあるかだけではなく、行政に対しての否定的な意見を紹介することが望ましい。

段階Ⅲは、桑原の論を参考に、個人の意思決定に関する他国や社会のモデルを参照させる段階である。政策をすでに推進している側と推進していない側の国家・社会のモデルと市民の側の意見を紹介し、自らの理想像との相対化を図る。この過程を経ることで、個人の問題に還元することなく、社会レベル、市民レベルで自らの意思決定を反省的に捉えることができる。

段階Ⅳは、理想の社会のあり方を踏まえたうえで、市民としての自己の生き方を判断する段階である。ここでは2つの判断を学習者に課す。1つは、理想の国家・社会像である。現在の政策における国家・社会のあり方をどのように捉えるかを評価させる。その上で、個人の生き方を判断させる。授業の知識を用いると、価値的判断に基づい

て、合理的な国家・社会のあり方が想定され、それに基づく現在の自らの行動は導き出されるかもしれない。しかし、ここでの問いは、未来志向の問いを設定する。例えば、「将来大人になったら

…あなたはどうしますか」「〇〇年先、日本はどのような社会を目指すべきですか」のように設定する。この点に関しては、澁谷友和のマルチ・スケールアプローチを参考にした¹⁸⁾。澁谷は価値判

表2 「公民的分野小单元「あなたは将来どのような払い方をする」の単元構成（筆者作成）

授業構成	主な学習内容
第1時	段階Ⅰ ○支払方法について調べる。 「現金」「デビットカード」「カード型電子マネー (edy icoca)」「電子端末型電子マネー (paypay Linepay)」「クレジットカード」「つけ」「仮想通貨」について調べた。 ○支払い方についての判断をする。 「あなたが大人になったら、どのような払い方をする？」(条件をつけてもよい)
第2時	
第3時	段階Ⅱ ○キャッシュレス化が進むことによる各立場の利点を把握する。 「なぜ日本政府はキャッシュレス決済をすすめるのか」 (国家・行政の立場) 観光客による経済効果、ビックデータの活用、税金徴収・紙幣・貨幣発行の費用が減る 等 (消費者) 5%還元(2020年6月まで)、ポイントがたまる、早い、お金をおろさなくてよい、両替がいらない (事業者) 販売機会の増加、防犯対策(強盗・偽札)、新しい商業形態、販売データの活用
	○キャッシュレス化が進むことによる各立場の懸念を把握する。 (消費者) セキュリティ問題(偽造・番号盗用・情報流出)、使える人と使えない人の格差、浪費や自己破産の増加 (事業者) 端末の設置のコスト、災害時や停電時などの対応、データの管理のリスク (国家・行政) キャッシュレスを使える人と使えない人の間で格差(年齢や町の規模)、普及のための税金の使用・国民の反対意見
第4時	段階Ⅲ ○キャッシュレス決済を志向する国のモデルを知る。 ・韓国の方針 年間クレジットカード利用額の所得控除、宝くじの権利付与、店舗での取り扱い義務 危機対策からデジタル化への受け入れ、外貨や金を用いた資産運用 ・スウェーデンの方針 銀行(市場)を中心としたキャッシュレス化、防犯対策としての現金の取り扱いが抑制 ユーロへの参加を拒否し、本国通貨を守るという国民意識 ○キャッシュレス決済をあまり進めない国のモデルを知る ・ドイツの方針 ドイツ国民の決済は使い分け、ドイツの主要政党のマニフェストでは現金支払いを保持 現金がもつ決済の匿名性や自由を重視
	段階Ⅳ ○日本人の多くが現金払いを選択した場合の影響を想定する ・外国人観光客の減少 ・経済の活性化を逃す(ビックデータ等) ○日本人の多くがキャッシュレス決済を選択した場合の影響を想定する ・あらたな犯罪やトラブルの可能性 ・国家の情報管理の危険性 ・キャッシュレスが使えない人との格差を拡大 ○支払い方についての判断する。 「あなたが将来大人になったら、どのような払い方をする？」 ○理想の国家・社会像を構想する。 「その支払い方をするうえで、今の日本政府の方向性をどのように思いますか？」 「そのように考えたのはなぜですか？」

断の際に有効な未来予測として、「起こりうる未来」と「望ましい未来」を考えさせることを提案している。澁谷によれば、この過程を組み込むことで、複数の未来を想定しながら価値判断に至ることができるという。ここでいう「起こりうる未来」は要因、分析などを通して論理的に導き出そうとした答えであり、機会主義的要因に該当する。一方、「望ましい未来」は将来への願望が反映されており、非論理的基準によって補われるため、道徳的要因に該当することになる。

以上のような4つの段階を通して、学習者は自らの生き方を決定する個人レベルの判断を、社会の構造や実際のモデルを基に反省的に吟味することができ、実践的意思決定の基盤を形成することにつながると考えられる。社会科における実践的意思決定は、個人の生き方を社会に生きる市民のレベルに引き上げるとともに、未来を想定して見直すことでより高次のものへと高めていく手段である。

(3) 単元の展開

単元は全4時で構想した。表2は、本単元の全体計画を示したものである。まず、キャッシュレス決済について調べ学習をさせた。第1時は、そのための事前学習である。キャッシュレス決済とはいえ、日本には多様なものが存在する。生徒は既有知識をもっているが、どのようなものがあるのかを、調べて使用方法等を確認させた。

第2時では、他者のレポートを読んだ上で、「あなたは将来どのような払い方をする」と尋ねた。これは自由に解答させ、高額と低額で使用を分けるなどの条件を付けてもよいことを補足した。

第3時では、キャッシュレス化を推進する立場と反対する立場の構造を分析した。キャッシュレスを推進する立場の主張の構造を、国家・行政の視点、消費者の視点、事業者の視点で事実に基づいて整理する。消費者目線でのキャッシュレスの利点は、調べ学習を通じて多様な理解ができていますが、事業者目線や国家目線では捉えられていない生徒が多い。事業者の側から見ると、キャッシュレスポイント還元への対応がもちろん大きな理由ではあるが、防犯対策や決済のスピード化、従業員を減らすような新しい業態の転換といったメリッ

トが存在する。国家の視点では、東京オリンピックや大阪万博を見据えた外国からの観光客への対応に加えて、ビックデータの活用や税金の徴収、また紙幣発行枚数の削減につながるものがあげられる。キャッシュレス革命2020研究会は「現金決済に付随していたコストがキャッシュレス決済への移行によって圧縮され、それがキャッシュレス決済を利用する消費者に還元されるという循環が増えていく」¹⁹⁾ことを指摘している。キャッシュレス化を進めていくことで、結果的に消費者に対するサービスも向上することにつながるのである。

一方で、キャッシュレス化に反対する意見も3つの立場から考察する。消費者としては、日本に現金利用者が多い実態を踏まえ、キャッシュレス化に伴う浪費やトラブルへの懸念があることをおさえる。また、クレジットカードは誰でも利用できるものではないことに触れ、使えない人が損をすることにはつながらないかを検討させる。事業者は、販売機会の増加につながる一方で、機器導入にかかるコストや利用の手数料を支払う必要がある。またデータ管理のリスクを背負うことにもつながる。また、国家レベルでは、普及のための税金の使用、地域間格差の問題、国民の世論とのズレといった課題が指摘される。

キャッシュレス化という国の方向性に対して、好意的に捉える立場と否定的に捉える立場の双方の主張を、事実に基づいて探求していく過程が第3時となっている。これらは、科学的な社会認識形成につながっており、第5時で行う判断を支える認識となる。

第4時では、キャッシュレス化を推進する立場の国と推進していない国を紹介し、モデルとして提示する。キャッシュレス化を推進する国として、韓国とスウェーデンを示し、推進していない国としてドイツを取り上げる。韓国は、クレジットカードを中心としたキャッシュレス率が他国に比べて高く、政府主導でキャッシュレス化がすすめられてきた背景がある。政府の政策として、年間クレジットカード利用額の所得控除、宝くじの権利付与、店舗での取り扱い義務付けがなされている。また、北朝鮮のテロ対策から国民ナンバー制度が普及しており、デジタル化への受け入れ基盤が

あったことも背景にある。また、国民のウォンの信用率が低く、外貨や金を用いた資産運用を行うほか、預金よりも不動産の方に価値が置かれているという国民性もある。

スウェーデンはキャッシュレス決済の約8割がデビットカードであり、銀行を中心としたキャッシュレス化がすすめられている。犯罪対策を目的に、公共交通機関では現金の取り扱いが抑制されたことをきっかけに、現金の取り扱いを金融機関が減らし、店舗等でも現金の取り扱いを拒否する動きが拡大した。このようにスウェーデンでは、市場原理を中心にキャッシュレス化が進行した国である。その背景としては、2003年の国民投票において、ユーロへの参加を拒否し、自国通貨を守るという国民意識がある。自国通貨モデルの決済システムを維持し、外国系IT企業の進出に対する懸念が働いている。

一方で、ドイツは2015年のキャッシュレス決済比率では、14.9%となっており、現金を中心に扱っている国である。しかし、ドイツ国民の決済を金額ベースでみると、高額商品を中心にデビットカードを使用しており、使い分けをしていることが分かる。欧州中央銀行は2018年より小口決済をリアルタイムで行う基盤づくりを政策として打ち出しているが、ドイツの主要政党のマニフェストでは現金支払いを保持するという主張がみられ、キャッシュレス化を推進しているわけではない。キャッシュレス化が進んでいないわけではないが、依然として現金を中心とした消費活動である。その背景として、現金がもつ決済の匿名性や自由を重視する国民が多いことがあげられる。過去の東西分断の歴史から、中央監視に対する嫌悪感が根強く残っている。データ化されることにより、国民の行動が監視されるとの懸念が市民には強く残っているのである。

以上のような3か国の国家・市民モデルを提示することで、自らの消費行動と国家の理想像を批判的に吟味させていく。韓国は国家主導で、国家の危機意識からデータ化をすすめるという市民意識がある。スウェーデンは、自国のシステムを保持するという観点から、独自のキャッシュレス化を進めようとした背景がある。ドイツは過去の歴

史における監視社会に対する疑念から、現金の匿名性を保持する傾向がある。日本はキャッシュレス化を政府として推進しているが、その方向性も批判的に捉えることで、自らの生き方や社会像を構想する必要が生じるだろう。

第5時では、最初に行った判断を見直し、再度、実践的判断を行う。個人的な判断を促す前に、個人の意思決定の判断が、日本国民の民意となる可能性について言及する。「もし、日本人の多くが…」と問いを投げかけ、これまでの学習内容を踏まえ、日本の社会に与える影響について想定させる。社会に与える影響とは、自らの利害とは異なる他者（事業者や自分以外の消費者）を踏まえることを意味し、第3時・第4時で複数の立場のメリット・デメリットを把握することでその構想が可能となる。日本人の多くが現金払いを選択した場合、キャッシュレス化は進まずに、外国人観光客は減少する可能性が想定できる。また、ビックデータ活用が進まずに、新たなビジネスチャンスを失うことにつながる可能性がある。一方で、日本人の多くがキャッシュレス決済を選択した場合、キャッシュレス化に伴う新たな犯罪やデータの流出の可能性が指摘できる。また、クレジットカードが持てない世代の不便性や利用できない人との経済格差が想定される。

自らの消費行動が日本の社会のあり方を示す民意になることを踏まえ、再度個人の意思決定を促す。問いは第一段階と同じく「あなたが大人になったら、どのような支払い方をする」であるが、キャッシュレスや現金のどちらかではなく、バランスも自由に記入できるようにした。またその裏付けとなるように、「その支払い方をするうえで、今の日本政府の方向性をどのように思いますか」「そのように考えたのはなぜですか？」と問い、国家・政府観についても記述させた。このような発問をすることで、個人的な消費行動にかかわる実践的な判断を、市民として国家・社会のあり方を踏まえたものに高めていくことができる。また、「大人になったら」という条件を設定することで、国家や社会の願望や理想に加えて、どのような傾向が予測できるのかといった推測も踏まえた価値判断を促すことにつながる。この判断の根拠と

なった思想を学習者自身が記述し、認識することで、実践的思想形成を促すことになる。

IV 成果と課題

本研究は、消費者市民社会で育成する消費者市民像を明らかにし、社会科授業における目標原理を実践的思想形成とし、内実を経済学の理論をもとに示した。また、それに基づく社会科授業授業構成論理を具体的な単元プランの提示によって明らかにした。実践的意思決定に着目した社会科授業開発研究は、これまで多くすすめられてきたとは言えない。それは、社会科教育が理性的な市民の育成を目標としてきた背景がある。しかし、消費者市民の育成という観点から捉えると社会科で目指すべき役割は、より現実的で実践的な意思決定の基盤を形成していくことであろう。

一方で、本研究には未だ不十分なところが大きく3点ある。第一に本単元は授業プランの提示にとどまり、一部変更した実践を2021年に実施したものの、生徒の認識や変容にまで分析が至っていない。授業の実践に基づいて、どのような判断ができたのかを詳細にみとり、本授業プランにおける子どもの意思決定の実際と限界についてを明らかにする必要がある。第二に、第一章でも述べたが、消費者市民とこれまで社会科が使用してきた市民という概念の区分けができていないという点である。実際、消費者の自律性と他律性をめぐる議論の中で、消費者市民と市民を区分すべきではないといった議論もなされている²⁰⁾。しかしながら、本研究論文においては、その区分けについて十分に議論をすることを回避している。ここに本研究の不十分さがある。第三に、社会科そのものの役割について論じきれていない点である。本研究では消費者教育推進法に基づき、学校教育における教科活動においても消費者市民を育成すべきという立場にたっているが、社会科の役割として妥当なのかを検討できていない。本研究では社会科授業における目標原理を市民的資質の構造に立脚することで、消費者教育と社会科を関連するものとして捉えているにすぎない。社会科と消費者教育の関連性についての整理は今後の課題としたい。

【引用文献】

- 1) 消費者教育の推進に関する法律 第二条 平成二十四年法律第六十一
- 2) 岩本論「日本の消費者市民社会」岩本論、谷村賢治編著『消費者市民社会の構築と消費者教育』晃洋書房、2013年、p.36。
- 3) 同上。
- 4) 水原俊博・寺島拓幸「消費主義者は選挙に行ったか? ——市民=消費者と政治的シティズンシップ」『年報社会学論集』24、2011年、p.204-213。
- 5) 長川智彦「大衆化による社会問題の解決をめざす小学校社会科授業開発—第4学年「食品ロスについて考える」を事例として—」社会系教科教育学会『社会系教科教育研究』第31号、2019年、pp.41-50。
- 6) 例えば三谷典生ら「主権者教育としての消費者教育の授業開発・実践—消費者市民形成の視点を踏まえて—」福井大学教育学部『福井大学教育実践研究』第43号、2018年、pp.45-52。がそれにあたる。
- 7) 猪瀬武則「経済教育における実践的意思決定能力育成: シミュレーション教材『ミニソサエティ』の場合」日本教科教育学会『日本教科教育学会誌』第25号、2002年、p.21-30。
桑原敏典『中等公民教科目内容編成の研究』風間書房、2004年、pp.284-339。
- 8) 森分孝治「市民的資質育成における社会科教育—合理的意思決定—」社会系教科教育学会『社会系教科教育研究』第13号、2001年、pp.43-50。
- 9) 前掲森分8)
横川和成「開かれた社会観の形成を目指した社会問題学習の構想: 中学校公民的分野小単元「ワーキングプアからみる現代社会」を事例として」日本公民教育学会『公民教育研究』2012年。
- 10) Simon. H. Aは経済学を中心にしながら人々の意思決定について考察をした学者である。その影響力は大きく、日本でも研究が多様に展開されている。
- 11) 田中俊哉・北野朋子「サイモンの限定合理性の持つ意味と意義」関西大学『文学部心理学論集』4巻、2010年、pp.7-18。
田中俊哉「情と理のはざまで(2): レベル2とレベル3の認知・知識」関西大学『文芸論集』3号、pp.121-137。
- 12) 吉野直人「限定合理性の理論的射程—バーナードの戦略的要因の理論とサイモンの科学観に注目して」松山大学『松山大学論集』第4号、2014年、pp.79-96。
- 13) 同上、p.90。
- 14) 前掲横川9)

- 15) この点に関しては前掲横川9) で、社会問題を特定する際に、教師の問題意識が反映されてしまう課題が指摘されている。
- 16) 米川五郎「今日の消費者問題」米川五郎、高橋明子、小木紀之『消費者教育のすすめ 消費者の自立をめざして』有斐閣選書、1986年、pp.11-12。
- 17) 森分孝治は探求の論理に基づいて社会構造に迫る学習論を明らかにしている。森分孝治『社会科授業構成の理論と方法』明治図書、1978年、pp.143-207。
また、桑原敏典は事実的知識から価値的知識までを含んだ総体を「合理的思想」と位置づけ、それらを形成する学習論を明らかにしている。桑原敏典「合理的思想形成を目指した公民学習における評価方法：小単元「議会の働きと政策決定」の教科書開発を通して」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』16号、2004年、pp.63-71。
- 18) 澁谷友和「時間のマルチ・スケールアプローチによる未来予測型小学校社会科授業の開発：第6学年「私たちのくらしと税の役割」を事例にして」社会系教科教育学会『社会系教科教育学研究』第30号、2018年、p.113。
- 19) キャッシュレス革命2020研究会編『キャッシュレス革命2020』日経BP社、2014年、p.89。
- 20) この点に関しては、F.トレントマンの論稿で指摘されていることが、前掲4) で紹介されている。

(授業開発参考文献)

財務総合政策研究所「デジタル時代のイノベーションに関する研究会報告書」、2019年。

大阪商工会議所「キャッシュレス決済に関する緊急調査」記者発表資料、2019年。

経済産業省「キャッシュレスポイント還元事業 中小・小規模店舗向け説明資料」、2020年。

経済産業省「キャッシュレス研究会の方向性」2017年。

キャッシュレス革命2020研究会編『キャッシュレス革命2020』日経BP社、2014年。

伊藤亜紀『電子マネー革命 キャッシュレス社会の現実と希望』講談社現代新書、2010年。

朝倉智也『お金の未来年表』SB新書、2019年。

加藤直美『なぜ、それを買ってしまうのか 脳科学が明かす錯覚行動』祥伝社新書、2014年。